

大衡村公告第85号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 9月 1日

大衡村長 萩原達雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成29年度奥田大森線改良舗装工事
- (2) 施工場所 大衡村大森字脇繰地内
- (3) 工期 大衡村議会議決日の翌日から平成30年3月20日まで
- (4) 工事概要 施工延長 L=700m W=8.0+2.5
車道表層 A=5,250㎡ 側溝工 一式
下層路盤 A=5,770㎡ 擁壁工 一式
歩道表層 A=1,210㎡ 防護柵工 一式
歩道路盤 A=1,240㎡ 道路付属物工 一式
路床置換 V=3,770㎥
- (5) 支払条件 前払有
- (6) 入札方式 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する大衡村建設工事特別簡易型総合評価落札方式（以下「総合評価方式」という。）を用いる。
- (7) 最低制限価格の設定 有

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度大衡村一般競争（指名競争）参加資格審査において、土木一式の承認を受けた者で、最新の総合評定値通知書の総合評定値によるその格付がBランク（総合評定値（P）が750点）以上であること。
- (3) 宮城県内に本社又は営業所等を有すること。（営業所等の場合は、本社から委任を受け、大衡村入札参加資格者として登録してあること。）
- (4) 宮城県及び大衡村より指名停止を受けていないこと。
- (5) 大衡村契約に関する大衡村暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 当工事に対応できる技術者（一級土木施工管理技士又は一級舗装施工管理技術者）を配置できること。
- (7) 当該工事と同種の工事は、平成19年度以降、元請として国又は地方公共団体から受注し、

引き渡し完了した路床改良工を含む道路改良工事の施工実績を有している者。

3 総合評価項目及び落札者決定基準等

総合評価方式における評価項目及び評価基準は、大衡村特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

4 総合評価に必要な提出書類

- (1) 入札参加申請をする際に、落札者決定基準に定める総合評価技術資料（別記様式1）及び別記様式1に記入した評価点を証する書類等、同種工事の施工実績調書（別記様式2）、配置予定の技術者に関する調書（別記様式3）、災害協定等による活動実績調書（別記様式4）、地域支援活動等の実績に関する調書（別記様式5）を併せて提出すること。
- (2) 総合評価技術資料については、入札の参加の審査・評価以外に使用しない。
（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く。）

5 入札手続等

(1) 担当課

区 分	担 当 課	電 話 番 号	住 所
入札・受付担当課	企画財政課	022-341-8510	〒981-3692
工事担当課	都市建設課	022-341-8515	黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地

(2) 入札参加申請書類の取得方法

入札参加申請書類の取得は、7の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧等

当該工事に係る仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）は閲覧に供する。

設計図書等の閲覧期間及び場所は、7の表に示すとおりとする。

(4) 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書「仕様書に対する質問回答書」に記入の上、7の表に示す期日内に指定の場所に提出すること。なお、質問に対する回答書は、7の表に示す期日に入札参加者全員に対しFAX送信する。

(5) 入札の日時、場所等

- ① 入札の日時、場所等は7の表のとおりとする。
- ② 入札参加者は、入札参加資格確認通知書（原本）を当日持参し提示すること。

6 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 総合評価技術資料（別記様式1）及び別記様式1に記入した評価点を証する書類等
- ③ 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
- ④ 配置予定の技術者に関する調書（別記様式3）
- ⑤ 災害協定等による活動実績調書（別記様式4）

- ⑥ 地域支援活動等の実績に関する調書（別記様式5）
 - ⑦ 建設業許可の写し
 - ⑧ 最新の総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し
 - ⑨ 平成29・30年度大衡村入札参加資格受理票（承認書）の写し
 - ⑩ 申請者の所在地及び名称を記載し、82円切手を貼付した返信用封筒1枚
- (2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所
- ① 提出方法
 - 郵送（配達証明付郵便）に限る。
 - なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。
 - ② 提出期限及び提出場所
 - 7の表のとおりとする。
- (3) 入札参加資格の有無については、7の表に示す期日に通知する。
- (4) 入札参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を企画財政課へ提出するものとする。

7 入札日程等

手 続 等	期 間 等	場 所
入札参加申請書類の取得	期 間 平成29年 9月 1日(金)から 平成29年 9月15日(金)まで	黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 2階 企画財政課 又は大衡村ホームページ
設 計 図 書 等 の 閲 覧	期 間 平成29年 9月 1日(金)から 平成29年 9月26日(火)まで	黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 1階 ロビー 又は大衡村ホームページ
入札参加申請書類の提出 (郵送提出に限る)	期 限 平成29年 9月15日(金) 同日到着分まで受付	黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 2階 企画財政課
入 札 参 加 資 格 通 知	期 日 平成29年 9月22日(金)発送	申請者全員にFAXによる通知 原本は後日郵送
質 問 の 受 付 (FAXによる受付)	期 間 平成29年 9月22日(金)から 平成29年 9月26日(火)まで	黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 2階 企画財政課 FAX 022-345-4853
回 答 書 の 送 付	期 日 平成29年 9月27日(水)	入札参加者全員にFAXによる回答
入 札	日 時 平成29年 9月29日(金) 午前10時00分から	黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 2階 会議室
落 札 者 決 定 通 知	審査決定次第	

(注) 上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

第2条に規定する国民の祝日を除く午前9時00分から午後4時30分（正午から午後1時までを除く。）までとする。

8 入札の方法等

- (1) 郵送、電報及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、あて名を大衡村長萩原達雄と記入し、封筒に入れて提出すること。
- (4) 入札執行回数は3回を限度とする。

9 予定価格の公表

入札場所において、入札前に口頭で予定価格及び最低制限価格を公表する場合がある。
この場合の入札回数は1回とする。

10 入札保証金

免除する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、9により予定価格及び最低制限価格を公表した場合は、この限りではない。
- (2) 工事費内訳書の様式は問わないが、商号又は名称を明記し、内容については、数量、単価、金額等を記載すること。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合は失格とする。
- (4) 工事費内訳書は返戻しない。

12 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者として必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに大衡村建設工事競争入札参加心得（以下、「入札参加心得」という。）において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上で入札した者のうち、落札者決定基準に基づき総合評価点の最も高い者を落札者とし、最低制限価格を下回る応札は失格とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札

価格が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

1.4 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

1.5 その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、入札参加心得を遵守すること。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は、一切受け付けません。また、質問については、指定の様式（役場庁舎1階通路に備え付けのもの又は本村ホームページからダウンロードしたもの）を使用すること。